

一般競争入札公告

社会福祉法人 徳栄会の発注する「特別養護老人ホーム芝山苑 介護施設等の大規模改修の際にあわせて行う介護ロボット・ICT の導入」の一般競争入札について、次の通り公告します。

令和 8 年 2 月 1 7 日
社会福祉法人 徳栄会
理事長 高根 宏

1. 入札内容

- (1) 名 称 社会福祉法人 徳栄会 特別養護老人ホーム芝山苑 介護施設等の大規模改修の際にあわせて行う介護ロボット・ICT の導入
(見守りセンサー) 備品購入
- (2) 納入場所 施設名：特別養護老人ホーム芝山苑
住 所：千葉県芝山町山中 1337-1
- (3) 購入内容 見守りセンサー一式
- (4) 購入備品の仕様 仕様書による
- (5) 納入時期 令和 8 年 3 月末日まで

2. 入札方法等

- (1) 入札方法 一般競争入札
- (2) 予定価格 有 (非公開)
- (3) 最低制限価格 無
- (4) 入札保証金 無

3. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規程に該当しない者であること。
- (2) 入札の公告日から落札決定までの期間に自治体の落札参加資格の停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 入札の公告日から落札決定までの期間に自治体の契約に係わる暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等措置を受けていない者であること。
- (4) 社会更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者、又は民事再生法 (平成 1 1 年法律第 2 5 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 千葉県物品等入札参加業者適格者名簿に記載されている者のうち、物品において A の等級に格付けされている者であること。
- (6) 医療・介護福祉施設に納入実績があり、メンテナンス及びアフターサービス体制が

確立されている千葉県内に事業所を有する企業及び会社であること。

(7) 仕様書の要求する事項について正確かつ確実に履行できる者であること。

(8) 当法人の理事が役員をしている企業でないこと。

4. 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

(1) 受付期間

令和8年2月17日(火)から令和8年3月3日(火)

但し、土・日曜日、祝祭日を除く。

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで。

(3) 提出書類

①一般競争入札参加資格確認申請書

②国又は地方公共団体の物品等競争入札参加資格審査決定通知書

③会社案内

④納入実績一覧表(様式は任意)

⑤担当者名刺(電話又はe-mailが記載されていること)

(4) 提出方法

入札参加希望者は、入札参加資格の確認できる資料を郵送または持参にて提出すること。(持参の場合は事前に連絡する事)

(5) 提出先

〒289-1618

千葉県山武郡芝山町山中 1337-1

社会福祉法人 徳栄会

特別養護老人ホーム芝山苑 法人本部

担当者：法人本部 尾崎正尚または江口金光

電話：0479-77-1331 FAX：0479-77-1188

E-mail：honbu-info@tokuei.or.jp

5. 一般競争入札参加資格確認通知及び備品仕様書の配布

(1) 入札参加資格確認審査後、参加資格の有無について令和8年3月3日までにメール又は郵送にて通知する。

(2) 入札参加資格がありと確認された業者には備品仕様書、入札書等書式をメール又は郵送により配布します。

(3) 下記の各項目に該当する入札参加申請は無効とする。

①入札参加申請書類に不備または虚偽の記載等があった場合。

②提出書類の誤字・脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

③所定の記名押印の無いとき。印影が不明瞭であるとき。

④1社で2通以上の入札参加申請書を提出したとき。

⑤明らかに談合によると認められるとき。

⑥入札参加資格申請に必要な要件を満たしていないとき。

6. 備品仕様書等に関する質疑及び回答

- (1) 質疑提出期限 令和8年3月18日(水) 正午まで
- (2) 質疑提出方法 法人担当にメールにて提出
- (3) 回 答 日 令和8年3月18日(水) 午後5時まで
- (4) 回 答 方 法 すべての質疑を集計したものを全参加者へメールにて送付

7. 入札執行の日時等

- (1) 入札日時 令和8年3月19日(火)

介護ロボット見守りセンサー一式	9:30
-----------------	------

- (2)入札会場 千葉県芝山町山中 1337-1
社会福祉法人 徳栄会
特別養護老人ホーム芝山苑

8. 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で入札をした者のうち、最低の価格をもって入札したものを落札者とする。
- (2) 予定価格の範囲内で入札をした者がいない場合は、再度入札を実施する。(再度入札は2回まで)
- (3) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、交渉による随意契約を行うものとする。
随意契約の相手方となることができる者は、再度入札に参加した者とする。ただし、再度入札において無効の入札を行った者は、随意契約の相手方となることができない。
随意契約の相手方となることを希望する者から見積書を提出させ、見積書が入札予定価格の範囲内で適当と認められたときは、当該見積もりをした者を契約の相手方とする。
- (4) 落札者とすべき同額の入札をした者が2社以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。その場合の本くじを引く順番を決める予備くじは、五十音により早い名称の者から行うものとする。
- (5) 初回入札に参加する企業が1社のみの場合は、1回のみ入札を行うものとする。

9. 入札にあたっての注意事項

- (1) 参加者は入札日に、一般競争入札参加資格確認決定通知書を持参すること。
- (2) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を

切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (5) 入札書は必要事項を記入、押印のうえ提出用封筒に入札書のみを入れ、封をして裏面に割り印すること。
- (6) 初度入札における落札者は入札金額内訳書を提出すること。ただし、再度入札における落札者、または落札者がいない場合において随意契約を締結することとされた者は、入札金額内訳書を後日提出すること。
- (7) 開札は入札書の提出後直ちに行うこととする。
- (8) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札日当日に提出すること。
- (9) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に違反する行為を行ってはならない。
- (10) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。
 - ①入札に参加する資格のない者がした入札
 - ②郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
 - ③不備な入札金額内訳書を提出した者がした入札
 - ④談合その他不正行為があったと認められる入札
 - ⑤虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者がした入札
 - ⑥入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
 - ⑦次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア 入札書の押印のないもの
 - イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
 - ウ 押印された印影が明らかでないもの
 - エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - キ 2 以上の入札書を提出した者がしたものの、又は 2 以上の者の代理をした者がしたもの
 - ⑧前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札
- (11) その他
 - ① 入札を公正に執行することができないと認められた時は、入札を執行しないことがある。
 - ② 一度提出した入札書の書換え、引換え、撤回はできない
 - ③ 入札時には、当法人の理事、監事、評議員が 1 名以上立会うものとする。

10. 契約方法等

- (1) 本契約の締結は当法人の理事会で承認を受けた後とする。
- (2) 契約保証金の徴収は免除する。
- (3) 契約の履行については、発注者の指示に従うとともに、県等から指導があった場合には従うこと。
- (4) 落札決定から本契約までの間に自治体の入札参加資格の停止の措置を受けたものは、本契約を締結できない（契約辞退を申し出るものとする）。
- (5) 契約書の作成は落札者が行うものとする。

11. 支払条件

- (1) 支払期日は、令和8年4月末迄とし契約金額一括とする。ただし、融資実行状況等により変更する場合があります。

12. その他

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書等の作成及び提出要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 入札参加者は入札後、この公告、仕様書等についての不明な理由として異議を申し立てることはできない。